

犯 罪 被 害

生命・身体を害する犯罪

財産犯等

犯給支給対象者

人の生命又は身体を害する
罪に当たる行為（過失犯を除く）による死亡、重傷病（加療
1月以上かつ入院3日以上 精
神疾患については、3日以上労
務に服することができない程度
の症状）又は障害（障害等級
第1級から第4級）の場合

労災支給対象者

業務上の事由又は通勤
による労働者の負傷、疾
病、障害、死亡等の場合

自賠責支給対象者

自動車の運行によって人
の生命又は身体が害された
場合

※ 交通事故のうち、業務災害または通勤災害により怪我をしたときは、自賠責保険の
対象となるほか労災保険の対象となる（併給は不可）。

犯罪等により重傷病を負った場合の各種公的給付「イメージ図」（後遺障害なし）

医 療 費		保険適用外 医療関係費	医療関連費 (通院費・文書料等)	生 活 費 ・ 逸 失 利 益	慰謝料
労災支給対象者	[労災] 療養（補償）給付《必要な療養の給付又は必要な療養費の全額》		[控除] 治療費等を年間総所得から控除	[労災] 休業（補償）給付・休業特別給付金 《休業給付基礎日額60%+20%》 傷病（補償）年金・傷病特別年金・傷病特別支給金 《療養開始後1年6か月経過した日又は同日後において傷病が治らず障害の程度が傷病等級に該当する場合、年金給付基礎日額・算定基礎日額313-245日分の年金+114-100万円の一時金》	
	[自賠責] 《休業損害・慰謝料等を含め120万円まで》※1		[控除] 治療費等を年間総所得から控除	[自賠責] 休業損害※1 [健康保険] 傷病手当金《標準報酬日額の60%相当》※2	[自賠責] 慰謝料※1
犯給支給対象者	[健康保険・国民健康保険] 医療給付 《医療費の7割給付（3歳以上70歳未満）》 高額療養費（自己負担限度額） 《一般：72,300円+（医療費）×1%（4ヵ月目以降は40,200円）》		[犯給] 重症病給付金《医療費自己負担相当額、1年まで》	[健康保険] 傷病手当金《標準報酬日額の60%相当》※2	
	[健康保険・国民健康保険] 医療給付 《医療費の7割給付（3歳以上70歳未満）》 高額療養費（自己負担限度額） 《一般：72,300円+（医療費）×1%（4ヵ月目以降は40,200円）》		[控除] 治療費等を年間総所得から控除	[健康保険] 傷病手当金《標準報酬日額の60%相当》※2	
上（過失犯被害者等）	[健康保険・国民健康保険] 医療給付 《医療費の7割給付（3歳以上70歳未満）》 高額療養費（自己負担限度額） 《一般：72,300円+（医療費）×1%（4ヵ月目以降は40,200円）》		[控除] 治療費等を年間総所得から控除	[健康保険] 傷病手当金《標準報酬日額の60%相当》※2	

※1：交通事故被害者の損害に応じて、支払基準（自賠責法第16条の3に基づき、国土交通大臣及び内閣総理大臣が定めるもの）に基づき、保険金額を積算する。

※2：業務外の事由による療養のため労務不能となった場合、最長で1年6ヵ月支給。

犯罪等により重傷病を負った場合の各種公的給付「イメージ図」（後遺障害あり）

労災支給対象者

自賠責支給対象者

犯給支給対象者

上へ過失外犯被害者等

医療費	保険適用外 医療関係費	医療関連費 (通院費・文書料等)	介護費用	補装具代	生活費・逸失利益	慰謝料
[労災] 療養（補償）給付《必要な療養の給付又は必要な療養費の全額》		[控除] 治療費等を年間総所得から控除	[労災] 介護（補償）給付《常時介護：支出した額（104,590円、親族等介護では56,710円が上限）、随時介護：支出した額（53,200円、親族等介護では28,360円が上限）》 [障害者自立支援] 介護給付費《障害程度区分の認定後に支給、サービス費用の1割を自己負担（限度額あり）》	[障害者自立支援] ・補装具給付事業 ・日常生活用具給付等事業	[労災] 休業（補償）給付・休業特別支給金 《休業給付基礎日額60%+20%》 障害（補償）給付・障害特別年金・障害特別一時金・障害特別支給金 《障害等級1-7級（給付基礎日額・算定基礎日額313-131日分の年金）、障害等級8-14級（給付基礎日額・算定基礎日額503-56日分の一時金）+342万円-8万円の一時金》 [国民年金・厚生年金] 障害基礎年金《障害等級1級（990,100円+子の加算額）、2級（792,100）+子の加算額》	
[自賠責] ※1	[控除] 治療費等を年間総所得から控除		[(独)自動車事故対策機構] 重度後遺障害者の介護料支給《月額136,880円まで》 重度後遺障害者の短期入院費助成《日額10,000円・年額300,000円まで》 [障害者自立支援] 介護給付費《障害程度区分の認定後に支給、サービス費用の1割を自己負担（限度額あり）》	[障害者自立支援] ・補装具給付事業 ・日常生活用具給付等事業	[自賠責] 逸失利益（ライブニッツ方式）《医療費・慰謝料等を含め要介護の場合4,000万円まで※1》 [国民年金・厚生年金] 障害基礎年金《障害等級1級（990,100円+子の加算額）、2級（792,100円+子の加算額）》 [健康保険] 傷病手当金《標準報酬日額の60%相当、1年6ヵ月まで》	[自賠責] 慰謝料※1
[健康保険・国民健康保険] 医療給付 《医療費の7割給付（3歳以上70歳未満）》 高額療養費（自己負担限度額） 《一般：72,300円+（医療費）×1%（4ヵ月目以降は40,200円）》	[犯給] 重症病給付金《医療費自己負担相当額、1年まで》	[控除] 治療費等を年間総所得から控除	[障害者自立支援] 介護給付費《障害程度区分の認定後に支給、サービス費用の1割を自己負担（限度額あり）》	[障害者自立支援] ・補装具給付事業 ・日常生活用具給付等事業	[健康保険] 傷病手当金《標準報酬日額の60%相当、1年6ヵ月まで》 障害厚生年金《障害等級1-3級》 障害手当金《障害等級4級-一時金》 [国民年金・厚生年金] 障害基礎年金《障害等級1級（990,100円+子の加算額）、2級（792,100円+子の加算額）》	[犯給] 障害給付金《障害等級1-14級（18,492,000円-18万円）》
[健康保険・国民健康保険] 医療給付 《医療費の7割給付（3歳以上70歳未満）》 高額療養費（自己負担限度額） 《一般：72,300円+（医療費）×1%（4ヵ月目以降は40,200円）》	[控除] 治療費等を年間総所得から控除		[障害者自立支援] 介護給付費《障害程度区分の認定後に支給、サービス費用の1割を自己負担（限度額あり）》	[障害者自立支援] ・補装具給付事業 ・日常生活用具給付等事業	[健康保険] 傷病手当金《標準報酬日額の60%相当、1年6ヵ月まで》 障害厚生年金《障害等級1-3級》 障害手当金《障害等級4級-一時金》 [国民年金・厚生年金] 障害基礎年金《障害等級1級（990,100円+子の加算額）、2級（792,100円+子の加算額）》	

※1：交通事故被害者の損害に応じて、支払基準（自賠責法第16条の3に基づき、国土交通大臣及び内閣総理大臣が定めるもの）に基づき、保険金額を積算する。
注）国民年金・厚生年金は保険料納付要件を満たしている場合に支給される。

犯罪等により死亡した場合の各種公的給付「イメージ図」

	生 活 費 ・ 逸 失 利 益	慰 謝 料	葬 儀 費 用	
労災支給対象者	[労災] 遺族（補償）給付・遺族特別年金・一時金《遺族の数等に応じ年金給付基礎日額・算定基礎日額153-245日分の年金※1、遺族（補償）年金受給資格者がいない場合、その他の遺族に対し年金給付基礎日額・算定基礎日額の1,000日分の一時金》 遺族特別支給金《300万円》 障害（補償）給付《障害等級1-7級（基礎日額313-131日分の年金）、障害等級8-14級（基礎日額503-56日分の一時金）》 [国民年金] 遺族基礎年金《792,100円＋子の加算額》 [厚生保険] 遺族厚生年金		[労災] 葬祭料又は葬祭給付 《315,000円給付基礎日額30日分（最低補償額は給付基礎日額の60日分）》 [健康保険] 埋葬料《標準報酬月額相当額（最低10万円）》 ※H18.10より一律5万円 [国民保険] 葬祭費《条例で規定された額》	
自賠責支給対象者	[自賠責] 逸失利益《遺族及び死亡者分慰謝料・葬儀費を含め要3,000万円》 [国民年金] 遺族基礎年金《792,100円＋子の加算額》 [厚生年金] 遺族厚生年金	[自賠責] 慰謝料※2	[自賠責] 葬儀費 [健康保険] 埋葬料《標準報酬月額相当額（最低10万円）》 ※H18.10より一律5万円 [国民保険] 葬祭費《条例で規定された額》	[(独)自動車事故対策機構] 交通遺児の生活資金貸付 交通遺児の育成基金運営 [都道府県] 交通遺児の授業料減免
犯給支給対象者	[国民年金] 遺族基礎年金《792,100円＋子の加算額》 [厚生年金] 遺族厚生年金		[健康保険] 埋葬料《標準報酬月額相当額（最低10万円）》 ※H18.10より一律5万円 [国民保険] 葬祭費《条例で規定された額》	[犯給] 遺族給付金《1,573万円-320万円》
上記以外被害者等（	[国民年金] 遺族基礎年金《792,100円＋子の加算額》 [厚生年金] 遺族厚生年金		[健康保険] 埋葬料《標準報酬月額相当額（最低10万円）》 ※H18.10より一律5万円 [国民保険] 葬祭費《条例で規定された額》	[(財)犯罪被害救援基金] 犯罪被害遺児等に対する奨学金等の給与《小中学生(月額9,000円)、高校生(月額15,000円(国公立)/23,000円(私立))、大学生(月額23,000円(国公立)/29,000円(私立))》

※1：労働者災害補償保険法による年金給付と厚生年金保険法・国民年金法による障害・遺族給付との併給は、労災保険法による年金給付を減額して支給する。
 ※2：交通事故被害者の損害に応じて、支払基準（自賠責法第16条の3に基づき、国土交通大臣及び内閣総理大臣が定めるもの）に基づき、保険金額を積算する。
 注）国民年金・厚生年金は保険料納付要件を満たしている場合に支給される。